

O.J. シンプソンの「無罪推定」——人種対立と陪審員制度

森 宏

(研究参与)

はじめに

元フットボール選手で、引退後もTVなどで活躍中のO.J. シンプソン（黒人）の前妻、ニコール・ブラウン（白人）と彼女の知り合いの男性、ロナルド・ゴールドマン（白人）の2人が、1994年6月12日の深夜、彼女が住んでいたマンションの通路で、何者かによってナイフで殺害された。その数日後、O.J. はロス・アンジェルス警察（Los Angeles Police Department: LAPD）によって逮捕され、6月20日、同上2人に対する第1級殺人の容疑で告訴された。

実際の裁判は陪審員の選出などで手間取り、翌年1月23日に始まるのだが、検察側は「山のような証拠」を収集し、DNAテストなど最新科学の粋を駆使して被告を有罪に追い込もうとし、他方O.J. は豊かな資金力にものをいわせ、刑事事件で実績のあった専門家からなる“ドリ-

目 次

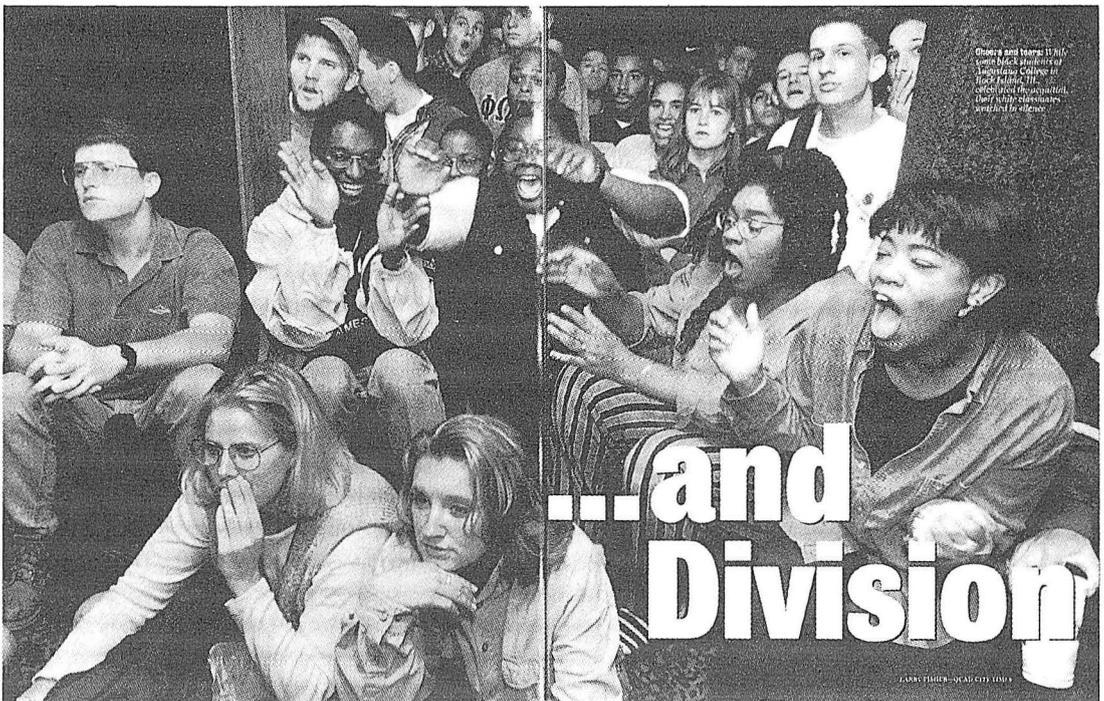
はじめに	1
殺人事件のあらまし	3
裁判の始まり—陪審員の選出	5
裁判の進行	6
陪審員の評決	9
O.J. シンプソンに対する一般国民の共感度 (Public Sympathy for O.J. Simpson)	10
ひが目の独り言	13
最後にもう一言	16
編集後記	18

ム・チーム”と呼ばれる弁護団を組織して、無罪を主張した。

裁判の進行は連日TVなどマスコミを通じて全国に報道され、国中の注目を集めた。253日に及ぶ検察・弁護側双方の丁々発止のやり取りが終わり、裁判は1995年9月29日に結審した。少なくとも数日はかかると思われていた陪審員の評決は数時間でまとまり、12人の陪審員（黒人女性8人、黒人男性1人、白人女性2人、ヒスパニック男性1人）は全員一致で「無罪」の結論に達した。

10月3日、裁判長から陪審員の表決が発表された瞬間、衝撃が国中を走った。1億5千万の人びとがTVに釘付けになり、白人の多くは「正義が失われた」と感じ、他方黒人の多くは快哉を叫んだ。そのことは10月16日付け*Newsweek*誌の、26-7ページの写真「---and Division」に載った、イリノイ州のAugastana Collegeの学生達の反応に現れている。

同誌の裁判直後に行われた世論調査によると、黒人の85%は無罪評決に同意し、他方白人で無罪評決に同意したのは32%で、54%は反対であった（暫く後のGallup調査では、白人の賛成は20%、後述）。アメリカではこの裁判の前、最中、後に数多くの硬軟とりどりの関係書物や記事・論文が出版されている。筆者は毎年春と夏休みの間中ニュー・メキシコ州立大学を訪れていたが、同大学経済学部と同僚、Carl Enomoto（日系3世）が、計量分析、“Public Sympathy for O.J. Simpson: The Roles of Race, Age, Gender, Income and Education---Race



and The O.J. Simpson Trial,” を、*The American Journal of Economics and Sociology*, Vol. 58, No. 1, January 1999に発表した。本稿では同論文にも referしながら、筆者が滞米中連日 いやと言うほど見せられた、“O.J. Hour”などの裁判に関するTV番組（法廷における検察・弁護・証人間のやり取りを十分フォローし得たとは言えないが）や、知り合いのアメリカ人たちの会話などを通して感じとった、アメリカの裁判制度と人種対立の問題を、感覚的に記述してみたい。

古くからの知人、太田建昌氏（弁護士）は、御多用の中原稿に目を通され、司法制度に暗い筆者の不適切な用語法と誤字・脱字を直して下さった。さらに数箇所疑問符を付せられたので、資料に当たって対処した。氏のご協力に感謝する。

殺人事件のあらまし

1994年6月12日の夜10時過ぎ、ロス・アンジェルス（以下LA）のダウンタウンから西に数マイルの、小さな郊外都市、Brentwoodの高級マンションの1階通路で、住人の白人女性、Nicole Brown Simpson、ニコール・ブラウン（当時35歳）と彼女の知人の白人男性、Ronald Goldman、ロン・ゴールドマン（同25歳）の2人が、全身を刺され血まみれで死んでいるのを発見された。10時15分頃ニコールの飼っていた秋田犬の“サッチモ”が異常に吠え立て、夜中近く近所の人2人が前足を血だらけにしてうろついていたこの犬についてニコールの家に行く、門の内側の通路に二人が死んでいた。

早速警察に通報し、間もなくLA警察（LAPD）の刑事2人が到着、現場検証の後二人の死体を警察署に運び去った。ナイトガウン姿のニコールは血の海の中にあり、首はほとんど切り落とされていた。ロンには激しく争った跡があり、体に22の刺し傷があった。このときの警察の処置は、後に取り返しのつかない禍根を残すほど雑なものであったと言われる。

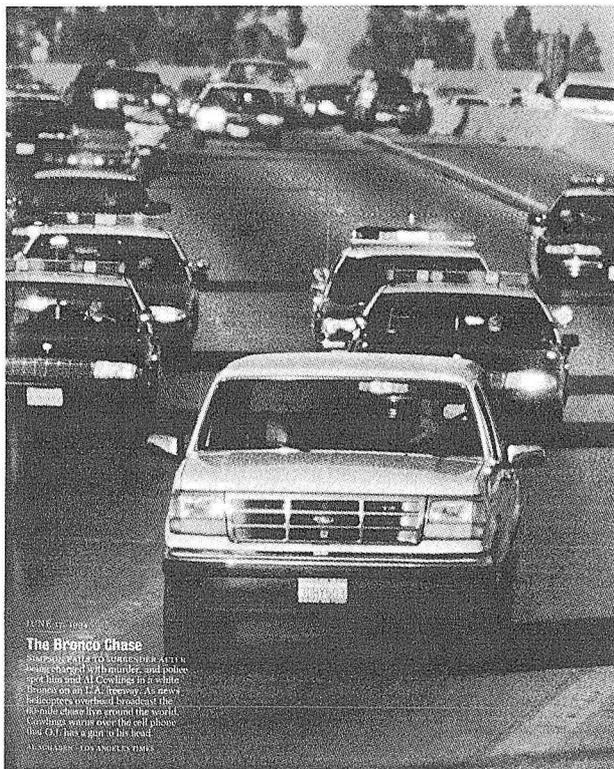
例えば、細心の刑事ならするであろう現場のビデオ撮影をしなかった。家の中から生活埃の付いた毛布を持ち出し、2人の死体をそれに包んで運び出した。検死官は通常胃の内容物を調べ、それで死亡時刻を推定するのだが、何故かそれを怠った。そのため、犯人を確定するために重要な死亡推定時刻は、隣人たちが証言する、ニコールの飼い犬がけたたましく吠えた時の前後と言うことにならざるを得なかった。

警察は現場で、血まみれの皮手袋の片方（左）を発見し、その後シンプソン宅の通路脇で同じく血まみれの片方（右）を拾っている。物証としてはほとんどこれだけで、犯行に使われた刃物も、恐らく大量の返り血を浴びたであろう衣服や靴なども見つかっていない。また犯行の目撃者は、上記の“サッチモ”を除いて誰も現れていない。

犯人とみなされ、数日後逮捕されたO.J.だが、彼は6月13日に予定されていた、同社のTV

コマーシャルに出ているレンタカーの大手、ハーツ社主催のゴルフのコンペに参加するため、12日の夜11時45分LA発シカゴ行きの便を予約しており、また実際にその飛行機でシカゴまで行き、前妻刺殺の報道で急遽LAに戻っている。

シカゴから帰宅したO.J.を参考人として調べたLAPDは、彼に1992年にニコールと離婚する前に警察沙汰になった家庭内暴力の前歴があり、また今回は上記の血まみれの皮手袋がO.J.宅の通路で発見されるという「動かぬ証拠」があったので、ダブル殺人の犯人と断定し、6月17日に出頭を命じた。



「ドラマ」が始まったのはそれからである。O.J.は直接LAPDに出向く代わりに、「行方をくらました」。ニコールの墓の近くにいるのを、ヘリコプターで空から取材していたある事件記者に見つけられ、通報により警察の車が駆けつけた。

どうしておとなしく逮捕されなかったは重要な謎だが、ここでは触れない。O.J.は友人のAl Cowlings（アル・カウリングズ）の運転する白いフォード ブロンコに乗ってLAのハイウェイを逃げまくり、10台以上のパトカーがそれを追いかけるという白昼の追跡劇が始まった。追跡は2時間以上にわたり、空からの中継を含め詳細に全米に放送された。シン普森逮捕のニュースはアメリカ国民の4分の3以上が詳しくフォローし、テレビで見なかったというひとは、たった6%だったそうである（宮本、p.39）。時差の関係でリアルタイムであったかどうか不確かだが、この「逃亡劇」は世界中にも放送された。日本でもTVに釘付けになった人が、筆者の友人達にも少なくない。

O.J.が輝けるランニングバックとして鳴らしたフットボールのスーパーstarであり、現役を退いた後もスポーツの解説や俳優、あるいは当時レンタカー・ハーツ社のTVコマーシャルで「走るビジネスマン」を演じていたことを知らぬ人も、「ロス・ハイウェイの逃亡劇」と言えば、「あーあの人」と思い出してくれる。裁判を担当した首席検事のMarcia Clark（マー

シャ・クラーク)も、アメリカ人でありながらO.J.のことは知らなかったと言われる(宮本、p.126)。筆者は、たびたび米国を訪れていたが、フットボールに関心がなかったこともあり、O.J.のことは(TVなどで)見たことも聞いたこともなかった。また実は、この追跡劇も見していない。若し見ていれば、このような雑文を書くことにならなかったかも知れない。本稿の今ひとつのポイントである。

裁判の始まりー陪審員の選出

上記のように6月20日、検察側はニコール・ブラウンとロン・ゴールドマン2名の第一級殺人容疑でO.J.シンプソンを告訴し、それに対しO.J.は罪状を認否した(*Newsweek*, October 16, p.54)。はじめ共犯の疑いもあったが、O.J.宅の同居者や知人たちの疑いはクリアーされ、O.J.の単独犯と決定された。この決定はいかにも拙速で、少なくとも筆者にはO.J.の殺人容疑に「合理的な疑い」を残すのだが、それについては後述する。

9月26日から陪審員の選出手続きが始まった。陪審員12名と補充陪審員(Alternates)12名が選任されたのは11月7日である。何故それほど時間がかかったのか。極めて重要なポイントなので、詳しく見ていこう。

先ず事件が起こったのは、LAダウンタウンから西に数マイルの高級住宅地、サンタモニカ地区である。本来ならばサンタモニカの法廷で裁判が行われるべきであったが、法廷の建物が小さく、しばらく前に起きた地震で建物が損傷を受けており、大きな裁判で予想される報道陣を収容できない、また安全確保のためにも万全でないなど理由から、ロスアンジェルス市内のLos Angeles County Superior Court、LA郡上級裁判所が選ばれた。憶測だが別の理由として、1991年に起きた「Rodney King(ロドニー・キング)事件」を想起する必要があるであろう。91年3月キング(黒人)はスピード違反の疑いで停止を命じられたのを無視して猛スピードで逃げまくり、パトカーによる1時間以上の追跡の後現行犯で逮捕された。その際、4人の白人警官達に警棒で滅多打ちされる暴行を受けた。その情景を一部始終撮影したアマ・カメラマンがそのビデオをTV局に持ち込み、全米に放送されてから問題が始まった。

事件が問題化し、特に黒人達が騒いでいるので、ロスアンジェルス市内で裁判をすれば、陪審員に選ばれる人間の多くが先入主を持っているおそれが高いという(打撲した警官達の)弁護側の意見を入れ、LA市内から北西に30マイル離れた白人の多いSimi Valley(シミバレイ)に裁判地が移された。白人中心の陪審員は、スピード違反とはいえ逮捕に抵抗し「手におえない」犯人には適切な力の行使であったと結論し、4人の警官はおとがめ無しに釈放された。

この判決に激昂したロスアンジェルスの黒人達は暴れだし、韓国人町を含め51人が死亡し、1千億円以上の物的損害をだすという大暴動が発生した。当局は1年後、4人の警官を再起訴

(連邦法違反の罪状で)せざるを得なくなり、別の陪審団で裁判を行い、警官2人が有罪、ロスアンジェルス市はキングに(日本円で)4億円に近い賠償金を支払う羽目になった(宮本、pp.103-5)。

アメリカの陪審員制度では、一部の州を除いて、刑事事件においては陪審員の数は12名で、全員一致の評決が原則とされている。陪審員の間で徹底的に議論を交わし、最後に一人でも異論が出れば、その裁判は“hung jury”(「評決不能の陪審/評決不成立」となって、裁判のやり直しが求められる。裁判地の再選定や陪審員の再選出など大変な作業である。

上にあげたキングの場合がまさにそうだったが、裁判地の選択と陪審員の選出は裁判の帰趨に大きな影響を与える。基本的には選挙人登録や自動車免許などを基に無作為に抽出された住民を候補者として、順次絞り込んでいく。まず判事は、自らの判断により、例えば被告を個人的によく知っているとか、あるいはこの事件の場合、被告がコマーシャルに出ていたレンタカー会社の直接関係者、さらに過去に家庭内暴力を経験している女性などは除かれた。その後、検察側も弁護側も候補者リストから無条件にそれぞれ20人までを除くことができるとされている(宮本、p.106)。従って検察側も弁護側も、陪審員を選び出すことに最初のエネルギーを使う。そのニーズを満たすべく、「陪審員コンサルタント会社」が1980年代全国的に輩出し、1994年には、約1200社の陪審員コンサルタント会社が、200億円を稼いだと言われる(宮本、pp.119-20)。

弁護側は全米でもトップとされる会社を雇い、慎重に陪審員選びを進めた。他方検察側は、血痕やDNA鑑定などの「動かぬ証拠」があると信じていたせいか、陪審員選びにはあまりエネルギーを用いなかった。弁護側はコンサルタント会社の助言に従い、検察が拒否しても拒否しても黒人を推薦し続け、他方検察側はあと10人拒否できる特権を放棄した。このようにして選出された陪審員は、黒人8人(女性6人と男性2人)、ヒスパニック2人(男女各1人)、白人1人(女性)、白人とインディアンの混血1人(男性)であった。補充要員は、黒人7人、白人4人とヒスパニック1人であった。この絞り込みの過程で、検察側は候補の黒人8人と白人2人を拒否し、弁護側は同じく白人5人と黒人2人をそれぞれ拒否した(宮本、p.112)。補充の12名のうち、最後に残ったのは2名だけで、すなわち最初に選出された(正)陪審員12名のうち10名は、裁判の途中で何らかの理由で交代させられた。

裁判の進行

「被告人は有罪であると証明されるまで、無罪と推定されています。もし有罪であることが十分に証明されたかどうかについて、一つでも合理的な疑問が残る場合には、被告人には無罪の評決を受ける権利があります。この無罪推定の結果、検察側は一点の合理的な疑いもなく被告人が有罪であることを立証する責任があるのです。」(四宮、p.14)

事件からちょうど7ヶ月たった1995年1月13日、「世紀の裁判」(Newsweek, Oct. 9, p.27; 平義, p.250) は、判事Lance Itoの陪審員に対する上の説示で始まった。Itoは日系3世で、黒人でも白人でもないいわば中立的立場にあり、そのことは裁判の進行に無関係でないとの見方もあるかもしれないが、筆者はそこまで「人種的」になれないので、本稿ではそのことに戻ることはない。

ところで陪審員12名と補充のAlternates12名は、1月11日に召集され、ホテルのある階に隔離され、本裁判に関係する一切の新聞・雑誌記事やTV番組を見ることを許されず、また裁判に関しては陪審員同士の会話を含め他人との意見の交流は厳重に監視される。週末に限り家族と会ったり、買い物をするのは許されるが、いつもシェリフがお供をし、行動や会話の自由は厳しく制限される。アルコール類がどの程度許されるか定かでないが、3食は無料で提供される。一日あたりの日当は、\$5.0でしかない。ただし仕事についているものは、裁判の期間中有給で仕事を離れ、解雇されないことが保証される。それにしても今回の裁判は結審まで9ヶ月かかったから、陪審員のストレスは大変なものであったろうことは想像に難くない。

本稿の目的はこの刑事事件の謎解き、犯人探しにあるわけではないので、裁判の細かい進行を追うつもりはない。検察側の決め手は恐らく2点につきると思われる。すなわちO.J.はニコールとの結婚中、嫉妬深く、支配欲が強く、たびたび暴力を振るい、警察沙汰になったこともある。ニコールはO.J.の暴力を恐れ、家族や友人達に打ち明けていた「そのうちあの人に殺される」が本当になった。次に殺人現場にO.J.の血も混じった血まみれの皮手袋の左片方が残され、O.J.の自宅の通路脇に被害者の血がついた右片方が翌日発見された。また犯行の往復に使用した自動車ブロンコをあちこちに、被害者の血痕が探知された。「血痕の道」(“blood trail”)である。DNA鑑定の結果、O.J.が犯人でない確率は、何百万分の一以下でしかない。殺害に使ったナイフはついに発見されなかったし、目撃者も現れなかったが、動機と言ひ、血液鑑定の結果も、O.J.を第1級殺人の犯人とするに十分すぎるくらいである。

これに対し、弁護側の反論は、家庭内暴力の弁護や否定ではなく、また科学としてのDNA鑑定の信憑性の否定でもない。一言で言えば、事件後の捜査の杜撰さを衝いて、血まみれの皮手袋にしる、車の中の血痕にしる、“blood trail”は、警察側の仕組んだ(plantした)ものである疑いが否定できないと言うものである。少なくともロス アンジェルスに住む黒人達の多くは、自らの体験からも、LAPDならそれくらいの事はやりかねないと、警察当局に対する不信は極めて根強い。

O.J.は、大学時代からアメリカ一早いランニングバックとして知られ、卒業後はプロ入りして数々の記録を塗り替え、1984年には、プロフットボール選手としては最高の榮譽である「殿堂入り」を果たしている。1977年彼がまだ現役で30歳の時、あるレストランでウェイトレ

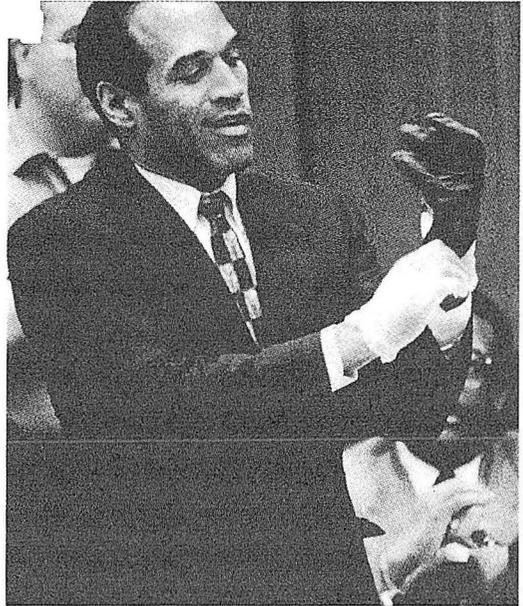
スとして働いていた17歳の白人女性、ニコールと恋に落ち、同棲を始める。彼にはすでに妻（黒人）と3人の子供がいたが、離婚し、1985年にニコールと正式に結婚する。

2人の間には娘と息子が一人づつ（1994年の事件当時それぞれ9歳と6歳）生れたが、O.J.には結婚生活中もさまざまな女性との噂が絶えず、他方ニコールも慣れない多額の小遣いを手にして生活が派手になり（小遣いだけで一ヶ月に50万円受け取っていたなど）、2人の間にはけんか、別居、仲直りが繰り返されていた。1989年1月1日の午前3時半頃、ニコールはシン普森に暴力を振るわれたと警察に通報して、O.J.はその事件で罰金470ドル、2年間の保護観察と、120時間の社会奉仕の刑罰を受けている。その時の110番通報（アメリカは911番）の録音は、暴力を受けて傷ついた彼女の顔写真とともに、裁判でも繰り返し流されることになる。1992年10月に2人は離婚し、ニコールは豪華なマンションと多額の慰謝料を手にし、子供の養育費として毎月100万円の仕送りを受けていた（宮本、p.27）。ただ離婚後も二人は社交界と一緒に姿を見せることもあり、O.J.の「嫉妬深さ」と暴力は続き（宮本、pp.25-33、pp.212-3）、ニコールは「このままだとO.J.に殺される」と周囲に漏らしていたと、検察側は主張した。離婚後も暴力を振るわれるのがどういう状況下であったのか想像し難いが、フットボールで鳴らした大男がちょっと手を出すだけでも、か弱い女性には「いまにも殺される」恐怖であったのは想像に難くない。

ところで弁護側の対応だが、「家庭内暴力」には直接反論せず、警察側の「血痕の道」が捏造である可能性が高いところにポイントを置いた。犯行現場で発見されたと言うO.J.の血液や、O.J.宅の通路で発見された被害者の血痕に、何故EDTAとよばれる凝固防止剤が含まれていたのか、事件の翌日O.J.から採取された血液の保管が嚴重でなく、担当刑事が24時間近くポケットに入れて持ち歩き、しかも相当量がどうも行方不明である、6月の乾燥した気候なのに事件の翌朝O.J.宅の通路で発見された皮手袋はまだ湿っていたのは何故か、2人をナイフで殺害した後は大量の返り血を浴びたであろうに、現場から帰宅に使ったとされるフォード・ブロンコの座席などから発見された血痕はごく微量で、7点、計0.07ccに過ぎないのはどうしてかなどを、証人尋問で問題にした（四宮、pp.18-20）。

そういうことは一切ないと言う担当刑事の一人、Mark Furman（マーク・ファーマン）を厳しく追求し、「黒人差別的な言辞、特にnで始まる言葉はこの10年近く使ったことはない」（*Newsweek*, op cit. p.55）と証言させた。だが、実は彼は最近ある脚本家（ノースカロライナ州のLaura McKinny、ローラ・マッキニー）とのインタビューで、nに始まる単語を42回も使い、「証拠のでっち上げなど朝飯前である」ことを繰り返し得意げに述べていることが明らかにされた（宮本、pp.150-3.ただし、nの言葉に関する個所などは、裁判官の判断で全部は陪審員に聞かせなかった。和久、pp.118-27）。

この裁判におけるハイライトの一つは、6月15日の法廷で検察側の要請による、犯行現場とO.J.宅の通路で発見された皮手袋の試着であった。それらは、ニコールがO.J.のためにニュー・ヨークの高級デパートで買った2組の限定品と同じブランド物であることは証明されたが、写真に見るように、手袋は小さすぎてO.J.の手には合わなかった。検察側は、汚染を恐れラテックスの手袋をさせていたから、時間がたって縮んでいた、特に血液など水分がつくとその傾向があるなどと主張し、それらの言い分は認められ、幾度か試着は繰り返されたが、とにかくO.J.の手には小さすぎる印象



を拭い去ることは出来なかった。当時O.J.の手はリュウマチで腫れていたからなどの言い分は、先入主のない心には、空しい言いがかりに響いたのではないと思われる。

裁判はなおも進められ、9月26日から29日にかけて最終論告と最終弁論が行われた。検察側は、1989年1月1日のニコールの110番通報（アメリカでは911番）「夫に殺される」の録音と、ニコールの生々しい傷跡の写真を繰り返し持ち出し、陪審員の心情に訴えた。9月29日にIto判事の最終説示があり、金曜日であったため陪審員は陪審長（jury foreman）を互選しただけで、評議は月曜日から行うように指示された。

陪審員の評決

互選された陪審長は、Armada Cooley、51歳の黒人女性で、職業はロス・アンジェルス郡の税徴収員である。陪審長は先ず4万5千ページに上る証言集と、1105個の証拠の写し（exhibits）に目を通すことを提案するが、陪審員の一人（Brenda Moran、黒人）が、始めに無記名の投票をすることを提案し、全員異議なく第一回の投票が行なわれた。10対2で無罪・有罪に割れた。一人は退職している61歳の白人女性で、別の一人は誰だったか明らかにされていない。陪審員の多くは、自分達が感じていた疑念を出しあった「何故シンプソンにもっと血が付いていなかったのか？」「どうして手袋にあれだけ血が付いていたのに、落ちていた地面にほとんどなかったのか？」など。2人の留保者は、考えを変えた。昼食の時間までに、評決は12対0で無罪に落ち着いた。犯行の夜O.J.宅の門の外で、空港に行くためにO.J.を待ってい

たりムジンの運転手の証言を聞きなおそうとか、その夜のO.J.の衣服はどうだったかなど確かめたいことは残されていたが、全員一致の無罪 (acquit : 罪を免ずる) の考えは変わらなかった (Newsweek, Oct. 16, p.39)。

同日3時に、陪審長はブザーを3回押して、Ito判事に全員一致の表決に達したことを知らせた。評決にはもっと時間がかかると踏んでいた判事は、公表する準備が出来ていなかったのので、評決書は封印し、法廷は翌朝再開することにした。10月3日午前10時、陪審員の評決は読み上げられ、O.J. シンプソンは無罪放免された。判決直後の全国民の反応は、先に述べたとおりである。次節では、事件のすぐ後 *the CBS/New York Times* によって行われた、O.J. Simpsonに関する世論調査を計量分析した、Carl Enomotoの論考を基に、人種対立下における陪審員制度を考えてみたい。終わりの2節では、O.J.の「無罪推定」を巡って、筆者の個人的かつ直感的なコメントを述べたい。

O.J. シンプソンに対する一般国民の共感度 (Public Sympathy for O.J. Simpson)

判決から1年経った1996年10月2日に、*CNN/USA today/Gallup*が共同で行った世論調査によると、O.J. シンプソンの刑事裁判について、陪審は無罪の正しい判決をしたと考えたのは白人の僅か20%で、アフリカ系アメリカ人の62%は評決に同意した (Enomoto, mimeo, p.1^{*1})。 (*1 論文が掲載されたジャーナルでなく、e-メールで送られてきたmanuscriptのページ数。以下同じ)

陪審員による判断において、特にロドニー・キングやO.J. シンプソンのケースのように人種が絡む事件においては、人種の対立が現実には無視し得ぬ影響をもつことが示されている。ただここで注意しなければならないのは、黒と白の単純な2分割は、年齢・性別・経済状態・教育程度などのデモグラフィックと経済的な要因を捨象しすぎている恨みがある。Enomotoは、先に触れた *CBS News/New York Times* O.J. Simpson Poll (1994年7月11-12日に、全国で18歳以上の成人に対して電話による調査を行い、1306人から回答を得た) の結果を用い、下記のような分析結果を得た。手法はlogit回帰モデルで、推計結果の統計的有意性などは明記されているが、本稿ではそれらの技術的詳細には立ち入らない。

設問の第一は、「貴方は、O.J. シンプソンに対し、これまでに起こったことを踏まえ、どれだけの共感 (sympathy) を持っていますか? 沢山、若干、あまり多くない、或は全くない」の4通りの解答が用意されている。最初の2つの肯定的解答は1、後の2つの否定的解答は0として入力する。この従属変数を、年齢 (18から98歳まで1歳刻み)、性別 (女性1、男性は0)、所得 (回答者の1993年の所得が3.0万ドル以上であれば1、それより少なければ0)、人種 (黒人は1、それ以外は0)、教育 (高校を卒業していないと1、高卒以上は0) の5つの独立変数で説明させようとする回帰分析である。ロジット結果は、表1のとおりである。

表1 シンプソンに対する共感のLogit分析の結果

(従属変数：同感する = 1、しない = 0)

説明変数	推定係数	T-値
常数項	.6460	3.12
年齢	-.0159	-4.09
性別	.3562	2.85
所得	-.2911	-2.20
人種	1.2596	5.62
教育	.4946	2.54
Log-L	-731.4808	
Log-L(0)	-771.4022	

表1の結果から明らかなように、シンプソンに対する共感は、年齢が高くなるほど否定的、教育も高卒以上に比べそれより低い方が肯定的、同じく所得はマイナスに働いている。他方性別では女性は肯定的、人種では黒人である事がもっとも強く肯定的に働いているのが読み取れる。この結果を変換して、上記の説明変数が共感する (1)、しない (0) にどの程度影響するかを見てみよう。

表2 シンプソンに対する共感：限界の効果

説明変数	限界効果	T-値
常数項	.1594	3.12
年齢	-.0039	-4.09
性別	.0879	2.85
所得	-.0718	-2.20
人種	.3107	5.65
教育	.1220	2.54

表2から、O.J.に対して共感する確率は、1歳年齢が上がるほど.39%づつ逓減する、5歳ごとに約2%づつ落ちる (*ceteris paribus*、その他の条件にして同じならば)。次の要因の性別だが、プラス.0879の解釈は、Enomotoによると、女性は男性に比べ8.79%だけO.J.に対して同情的である確率が高いことを示している。所得要因に関しては、所得が3.0万ドルを超えると、O.J.に対する共感の確率が7.18%だけ低下する。次の人種要因が一番効いており、黒人は白人に比べ、O.J.に対して同情的である確率が31.07%高い。同じように、高卒以上に比べそれより教育程度が低い人は、O.J.に対して共感している確率が12.2%ほど高い (以上はいづれも、*ceteris paribus*)。

次の設問は、「これまで貴方が聞いたり読んだりしたことから、O.J.は恐らく有罪である、

あるいは恐らく有罪でないと思いますか、それともまだ十分知りえていないので何とも言えない」である。最後の「何とも言えない」は総解答数の60%近くあり、これはサンプルから除かれた。「恐らく有罪でない」を1、「恐らく有罪」を0と扱い、上と同じようなlogit回帰分析を行った結果が、表3に示されている。

表3 シンプソンは有罪か否か（世論）Logit分析結果
 （従属変数：恐らく有罪でない= 1、恐らく有罪= 0）

説明変数 ¹⁾	推定係数	T-値	限界効果
常数項	-.1621	-.50	-.0331
年齢	-.0207	-3.23	-.0042
性別	.1739	.85	.0335
所得	-.6285	-2.88	-.1284
人種	1.5529	5.57	.3172
教育程度	.9369	3.20	.1914
Log-L	-292.2497		
Log-L(0)	-328.9231		

注：1) 表1と同じ

性別に関する係数のT-値は著しく小さいので、ここでは取り上げない。他の説明変数のT-値は相応に大きく、統計的に有意と考えられる。表1～2と同様、年齢と所得が高くなるほどO.J.が有罪と考える確率は高く、他方黒人のほうが白人よりも、O.J.が有罪でないと考える確率は31.72%高く、同様に教育程度に関し、高卒以上に比べそうでないほうが、O.J.が有罪でないと考える確率は19.14%高い。

最後の設問は、「貴方は、一般的に、米国の犯罪司法制度は、黒人に有利なように偏っている、或は黒人に不利なように偏っている、或は黒人に対して公正な取り扱いをしているとお考えですか？」である。20%ほどの無回答は除かれ、黒人に不利と答えた解答は1、公正ないし黒人に有利と答えたものは0として、これまでと同じ説明変数でlogit回帰分析を試みた。結果は表4の通りである。

表4 司法制度は公正と思うか：Logit分析の結果

(黒人に不利= 1、公正ないし黒人に有利= 0)

説明変数 ¹⁾	推定係数	T-値	限界的效果
常数項	-.7851	-3.34	-.01594
年齢	-.0087	-1.94	-.0018
性別	-.1800	-1.25	-.0365
所得	.1830	1.19	.0372
人種	1.8503	8.71	.3758
教育程度	-.0121	-.05	-.0025
Log-L	581.9334		
Log-L(0)	-628.7736		

注：1) 表1と同じ

ここでも、他の条件は不変として、黒人は他の人種に比べ、米国の司法制度は黒人に不利であると考える確率が、37.58%も高いことが示されている。その他の変数は、係数の大きさから、T-値の大きさからしても、ほとんど問題にならない。

今回のO.J.シンプソン事件、またそのすぐ前に同じ地域で起こったR.キング事件のように人種が絡む場合、犯行の見方、さらには司法の公正そのものに対する信頼に関し、性別、教育程度、特に人種によって、統計的にも否定しがたい歴然たる差異があることが明らかになった。有罪・無罪の最終的判断が、プロでない陪審員にゆだねられる裁判制度においては、裁判地の決定と陪審員の選び方が、裁判の帰趨に少なからざる影響を及ぼすことは避けられない。だから既述のように、裁判官は裁判官なりに、先入主のない陪審員を選ぶことに意を用いる、また検察も弁護側も、時にコンサルタント会社を雇い、自らの主張に共感してくれそうな陪審員の選出に大きなエネルギーを払う。しかしながら、Enomotoが言うように、誰の目にもバイアスのない陪審員を選ぶことは不可能であろう (“an unbiased jury is almost an impossibility”, Enomoto, p.19)。

ひが目の独り言

これからの記述は、筆者個人の、比較的長い滞米経験に基づく、恐らくバイアスに満ちた感覚的な議論である。結論から言えば筆者は、この事件がシンプソン単独による、「第一級殺人」 (“two counts of murder in the first degree,” *Newsweek*, October 16, 1995, p.54) 容疑であることに拘って、シンプソンは有罪でないと、内心確信している。

LA空港は、これまで恐らく40回以上利用し、上記のSimi Valleyの近くから車で空港に往復した経験が30回近くある。ダウンタウンのホテルに泊まって空港に急いだことも数度ある。O.J.は6月12日の夜、11時45分のシカゴ行きの便を予約し、実際にそれに乗って出かけてい

る（その便の出発が当夜どれだけ遅れたのか明らかにされていないが）。O.J.はその便に間に合うように、リムジンを予約していた。恐らくリムジンは、10時半までには迎えに来ると予想される。ドライバーの証言によると、10時25分にはO.J.宅の門に着いていた。

その夜O.J.は、ゲストハウスに寝泊りしていたBrian Kato Kaelin（ブライアン・ケイトー・ケイリン）とマクドナルドに軽食を食べに行き、一緒に9時35分頃帰宅している。ブライアンが次に彼の姿を見るのは、リムジンで空港に向かった11時少し過ぎである（*Newsweek*, op cit., p.55: 筆者の経験では、飛行機の出発が遅れなければ、それでは少し遅すぎる）。予定よりやや早く着いたドライバーは、ベルを鳴らすのが誰も応答せず、幾度か鳴らした後O.J.が「ちょっと寝込んだ」と言い訳しながら11時過ぎに出て来て、幾つかの荷物を積んで空港に向かった。ブライアンは10時40分頃、彼の部屋の外で大きな物音を3回耳にしていると証言している。また裁判で証言したリムジンのドライバーは、10時55分頃長身の黒人が庭から玄関にはいるのを見たが、誰だったかはっきりしなかった（参考にした資料によって、5-10分程度の差が見られるが、決定的な違いではない: 宮本, pp.17-8; 四宮, pp.15; 和久, p.215など）。

すでに述べたように、ニコールの飼い犬がけたたましく鳴いたと言われる時間に基づき、殺害は、10時15分くらいから10時半にかけて行われたと考えられている。9時35分ころから10時55分頃までの「空白の70-80分」（宮本, p.18; 四宮, p.16）に、シンプソンが自宅からニコールのマンションへ出かけ、たまたまそこで出くわしたロン・ゴールドマンも道連れに2人を殺害して、帰宅したと言うのが、検察側の筋書きである。O.J.宅とニコールのところは3-4キロの距離で、あの時間であれば片道10分ずつとして、ロンとの「格闘」に多少手間取ったとしても、時間的には十分であろう。

銃でなくナイフで殺害すれば、かなりの返り血を浴びるであろうことが容易に予想される。とすれば、帰宅後10分そこらでシャワーを浴び、廊下や寝室および浴室に付着したであろう返り血の始末をすることが出来たであろうかが、筆者の直感的な疑念である。検事のマーシャ・クラークは法廷で、O.J.はニコールの頭をどう抱えて、どう殺害したかを派手にデモンストレーションしたが、それならニコールの髪の毛が数本くらい車や浴室に残っていてもおかしくない。筆者の日常的経験では、簡単なジョギング後の着替えでも、15分くらいはかかる。床や壁に付着した髪の毛や汚点を注意深く取り除こうとすれば、もっと時間はかかる。しかも十分きれいにしたつもりでも、後から掃除機などをかけると、いろいろなごみは出てくるものである。

O.J.が殺害に使ったと思われる凶器、大型のナイフ^{*2}は少なくとも裁判の終結時まで発見されなかった。（^{*2}ナイフは事件の数ヶ月前、O.J.が近くの刃物店で直接購入し、その際研いでもらっているとの証言があった。しかしその後O.J.の自宅で、第三者の弁護士立会いの下、購入したナイフは新品のまま発見されている。宮本, p.52; 四宮, p.16）。大量の返り血を浴びたと想像されるO.J.の衣

服も靴も出てこない。ただニコールの血液の付いたO.J.のソックスが、O.J.の寝室で発見されている。衣服の始末については、まことしやかな話がある。O.J.は空港に向かって家を出るときに、大きな袋を持っており、これはリムジンに載せる時に「自分でやる」といって他の人に触らせなかった。この中に血の付いた衣服や凶器が入っており、これは空港のトイレかどこかのごみ箱に捨てられ、そのまま消えていった。筆者のアメリカ人の友人達にも、この話をまともに受けている人間が少なくなかった。

筆者はその後、LAや他の空港でもトイレのごみ箱を注意して観察するようにしているが、小さな体の筆者のTシャツくらいなら捨てられても、大男のシン普森の靴や下着も含め上一式を捨てられるほど口の大きいごみ箱は、どこにも無い。第一、超有名人の大男が、あの時間帯誰の注意も浴びずに、空港のトイレに近づき、大きな袋を捨てることは容易ではない。

とすると、あの夜、あの時間帯に、ナイフによる単独の殺害をあらかじめ計画する (first degree murder = premeditated murder) とは到底考えられない。もし、ブライアンにしろ、その他の人間が、直接手を出していなくとも、時間やアリバイを偽り、また血痕や衣服の始末などを手伝ったとすれば、話は別であり、筆者自身はその可能性を否定し去ることは出来ない。

次も第一級殺人の容疑にかかわる点だが、これは極めて心情的な理解であり、何ら客観的な根拠は無い。40年前に初めてアメリカに留学した当時、白人の男性が黒人の女性と結婚することは、その後生れてくる子供を含め白人の社会で生きていくことを諦めれば、難しいことではなかった。しかし黒人の男性が白人の女性と結婚することは、特に南部などでは、文字通り「命がけ」の難事業であった。シン普森はプロスポーツで名をなし、白人の女性と結婚することで、「社会の主流入りするのを決定的にした」(宮本、p.25) などと見られている。しかし支配欲が強く、しばしば嫉妬のため家庭内暴力に訴えることが多く、ブロンド美人のニコールと1992年に離婚する羽目になった。その後しばしば復縁を迫ったものの、相手にされず、ついに思い余って殺害を計画するに至った。結婚中の家庭内暴力の行き着く先が、今回のニコールの殺害であったと言うのが、検察のストーリーであり、長い裁判の結審の最後もニコールの911番の悲鳴であった。

殺害を思い至るほどの嫉妬や激情を経験していないのでよく分からないが、O.J.にとって、ニコールは二度と現れない、自分の人生で最初で最後の白人女性であったとは考え難い。たとえばロンドンやパリに行ってみるがよい。白人の血の入っていないアフリカ系黒人に、スーパーモデルと見まがうほどの超美人の白人女性が、寄り添って歩いているのを見るのは珍しくない。アメリカでも40年前と違い、黒人の男性が白人の女性と付き合うのは、決して稀ではない。むしろ、スポーツの選手にしろ、芸人にしろ、有能な黒人男性に白人の女性が近づいていこう

とする傾向すらみられると聞く。第一、シンプソンはスポーツ選手として超一流であったばかりでなく、お金はあり、ルックスもハリー・ベラフォンテ程であるかどうかはにわかに決め難いが、ともかくいい男である。人種を問わず、女性に不自由したことはないに違いない。

先に述べたが、ニコールとの結婚の間じゅう、絶えなかったけんかの原因は、O.J.の女性関係であったと言われる。O.J.にとってニコール程度の白人女性が、それほど得がたい存在であったとは考え難い。ニコールの姉さんの話では、O.J.はダイエットを怠る彼女をなじり、そのことでけんかになる事が少なくなかったとも言われる。長い間超一流のランニングバックを続け、現役を引退した後もスマートな体型を維持していたO.J.にとって、ニコールは金遣いばかり荒く怠惰な、しょうがない女性であったとも考えられる。離婚後ニコールと一緒に住んでいた二人の子供達に自由に会わせてもらえない恨み・つらみはあったとしても、そのためにその母親を殺したくなるほどの激情であったかどうか、筆者には想像し難い。

最後にもう一言

「僕は森さんと違い科学者だから、DNAテストの統計学的重みから自由になれません」は、応用物理学を専攻した一人の若い研究仲間の言葉である。彼だけでなく、筆者がO.J.事件について語り合った友人達の多くは（その中に黒人はいない）、筆者が上記のような理由をいろいろ挙げて、O.J.が、少なくとも単独犯による第一級殺人に関しては、有罪とは思えないと主張しても、同意する人はほとんどいなかった。語り合っていくと、「お前の言うことは一つ一つ尤もだが、やはり彼がやっている」と確信している根拠は、どうも「やっていなければ、あんなに逃げることは無いはずだ」と、先にあげたLAハイウェイの3時間に近い「逃亡劇」になる。

{悪いことをしていなければ、逃げることは無い}は、米国・日本を問わず、O.J.の事件を語る時何時も繰り返される言い分である。40年前に米国に初めて留学していた時、筆者は仕事の関係でケンタッキー州を含めて、中西部一帯を歩き回っていた。個人的に親しいアメリカ人の友人の一人が、この次の休みに何処に行けばいいだろうと訊くので、ケンタッキーの何処そこが好いと薦めたところ、「お前は俺達家族に死ねと言うつもりか」と彼は色をなした。筆者には最初その訳が全く分らなかった。彼の曰く「東洋人の女房と混血の子供を連れて、車に大學のステッカーを付けて南部に行けば、公民権運動家が来たと思われて射殺されるのがおちだ」とのことであった。事実北部から南部へ行った公民権運動家が射殺され、地域の裁判では加害者が英雄扱いで無罪放免されるケースが少なくなかった。

最近でも、LAではR.キング事件がまさしくそれである。スピード違反で逃げたくらいで、4人の屈強な警官に警棒で殴りつけられることはない。2回目の裁判で、LA市はキングに4

億円もの賠償金支払いを命じられたのだから（既述）、半端な殴られ方ではなかったであろう。筆者自身、米国在住の子供達にも、何かあって警官に止められたら、駆け出して逃げてはいけない、「撃たれ損だから」と常々言っている。弁護士の立会いで身の安全が保障されるまでは、車の外には出たくなかったO.J.の気持ちは分からぬでもない。ただし筆者はその点について、あまり肯定的になれないが。

件の「科学者」はしつっこい。「O.J.は車の中にパスポートも持っていた、お金も数千ドル持っていた、しかも拳銃を所持していた。国外に逃亡するつもりだったに違いない」と発展する。筆者はメキシコとの国境町、エル・パソ市の近くにこの20年毎年数ヶ月づつ住んでおり、メキシコには幾度も国境を越えて入っているが、嚴重な関門があり車で出入りはそう簡単ではない。また国境の入り口のあちこちに、{銃を持ち込むことはメキシコでは違法です}の看板がかかっている。

LAからSan Diegoまで車で約2時間、その南のTijuana（ティワナ）に入るのは、州境^{*3}を通過するよりはるかに難しい（^{*3}米国は各州境に検問所がある。植物検疫に神経質なカリフォルニア州の場合、とくにうるさい）。アメリカとメキシコの国境は、もはや19世紀半ばまでの西部劇に出てくる、カウボーイが馬にまたがって行き来する世界ではなくなっている。もしかすると、映画好きの彼には、名画『大いなる幻影』の最後のシーンが焼きついているのかもしれない。

検察側は、陪審員の教育程度が低く、DNAテストの意味を十分理解できなかったと嘆いたと報じられている（平義、pp.255-6）。筆者には、「手袋にあんなに血が付いていたのに、落ちていた近くの草木に少しも血痕が無いのはどうしてなのだろう」（陪審員会議の最後の評議題：既述）の判断の方が、はるかに「合理的」であるように思えるのだが。判決の後に出た『ロンドン・エコノミスト』誌の巻頭の論説「引き裂かれた二つのネイションズ」に、“ミスター・シン普森を殺害者と決め付けた罪科に対して、もしリーズナブルな・ダウトがあったのなら、彼を無罪にしたのは陪審の義務であった。”と書かれている（大森、p.269）。

参考資料 (ABC順)

- CNN VIDEO.1995. THE PEOPLE VS. O.J. SIMPSON: PART 1 THE SIMPSON MURDER MYSTERY; PART 2 THE TRIAL BEGINS; PART 3 THE CASE FOR THE PROSECUTION, One CNN Center, Atlanta, GA.
- Enomoto, Carl. 1999. "Public Sympathy for O.J. Simpson: The Roles of Race, Age, Gender, Income and Education---Race and the O.J. Simpson Trial," *The American Journal of Economics and Sociology*, January, Vol.58, No.1, 145-61.
- 平義克巳. 1995. 「陪審制とアメリカの正義－O.J.シンプソン事件」『サンサーラ』1995年12月号、250-258.
- 宮本倫好. 1996. 『世紀の評決－シンプソンはなぜ無罪になったか』丸善ライブラリー、丸善、pp.198.
- Newsweek*. 1995. October 9 ("Day of Judgment," pp. 26-35); October 16 ("Whites vs. Blacks; Inside the Jury; O.J. and His Kids"), pp.24-67.
- 大森 実. 1995. 「大森実のアメリカ日記－O.J.シンプソン無罪判決」『サンサーラ』1995年12月号、pp.260-271.
- 四宮 啓. 1996. 「O.J.シンプソンはなぜ無罪になったか」『自由と正義』6月号、pp.14-23.
- 和久峻三・古屋陽子. 1996. 『無罪評決－O.J.シンプソン二重殺人』中央公論社、pp.229.

編集後記

「O.J.シンプソンの事件について書きました」のどと、編集子に森所員からご連絡いただいた時は、「シンプソン？」と、一瞬「何の事件だったっけ？」と思った。続けてお話を聞いているうちに、「ああ、フットボール選手のシンプソン」と気付いた。どんな展開なのだろうと興味深くゲラを待ち受けた。「少なくとも単独犯の1級殺人とは言えない」との森所員の意見を論証する様々な資料を提示されている。その展開は読者の皆さんに読んでいただくこととして、編集子一枚の写真に驚かされた。*Newsweek*誌に掲載された「… and Division」の写真はきわめて印象的でアメリカの人種問題の根深さを、こんなにも一枚の写真が物語るものなのかと。「ひが目の独り言」にはいささか賛成できない点もあるものの、秋の夜長、アメリカの一面をとらえるこの月報をぜひご一読を。(E.U.)

神奈川県川崎市多摩区東三田 2 丁目 1 番 1 号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 古川 純

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前 2-10-2 電話 (03)3404-2561

『O.J. シンプソンの「無罪推定」—人種対立と陪審員制度』に係る正誤表

頁	行	誤	正
1	下から4行目	容疑で <u>告</u> 訴された。	容疑で <u>起</u> 訴された。
	下から2行目	駆使して被告を有罪に	駆使して被告 <u>人</u> を有罪に
2	上から7行目	裁判長から陪審員の <u>表</u> 決が	裁判長から陪審員の <u>評</u> 決が
3	下から8行目	そのため、犯人を <u>確</u> 定する	そのため、犯人を <u>特</u> 定する
4	下から12行目	逮捕されなかったは	逮捕されなかった <u>か</u> は
5	上から9行目 (1行アキ含む)	O.J. シンプソンを <u>告</u> 訴し、	O.J. シンプソンを <u>起</u> 訴し、
	上から9行目 (1行アキ含む)	O.J. は罪状を <u>認</u> 否した	O.J. は罪状を <u>否</u> 認した
	下から14行目	万全でないなど理由から、	万全でないなどの <u>理</u> 由から、
6	上から10行目	判断により、例えば被告を	判断により、例えば被告 <u>人</u> を
	上から11行目	被告がコマーシャルに	被告 <u>人</u> がコマーシャルに
9	下から5行目	割れた。一人は	割れた。 <u>有罪とした</u> 一人は
10	上から4行目	全員一致の <u>表</u> 決に達した	全員一致の <u>評</u> 決に達した
	上から15行目 (1行アキ含む)	正しい <u>判</u> 決をしたと	正しい <u>評</u> 決をしたと
12	下から5行目	米国の <u>犯</u> 罪司法制度は、	米国の <u>刑</u> 事司法制度は、
13	本文 1行目	米国の司法制度は、	米国の <u>刑</u> 事司法制度は、
14	上から14行目	言われる <u>時</u> 間に基づき、	言われる <u>時</u> 刻に基づき、
15	下から8行目	長い裁判の <u>結</u> 審の最後も	長い裁判の <u>審</u> 理の最後も
18	下から9行目	編集子に森 <u>所</u> 員からご連絡	編集子に森 <u>参</u> 与からご連絡
	下から6行目	との森 <u>所</u> 員の意見	との森 <u>参</u> 与の意見

